

## 商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール(案)

平成 27 年 7 月

商取引を取り巻く環境やユーザーニーズの変化等をふまえ、更に明確かつわかりやすい商標審査基準とするために、本ワーキンググループにおいて商標審査基準につき全面的に見直しについての検討を行う必要がある。

## 1. 商標審査基準等の見直しの必要性

商標審査基準（以下「審査基準」）は、商標審査実務と密接に関わる商標法の適用についての基本的な考え方（解釈・運用等）をまとめたものであり、審査における一般的な指針としての位置づけに加え、出願人や代理人が特許庁における実務に対する理解を深めるためにも広く利用されている。

現行の審査基準は、昭和 46 年に初版が発行されて以来、法律改正・社会情勢の変遷・ユーザーニーズの変化等に応じる形で、部分的には改訂を重ねてきたが、審査基準全体にわたる見直しは充分に行われていない。他方、近時において、ユーザーから更に明確でわかりやすい審査基準とするよう要望があること及び商取引を取り巻く環境も大きく変化していること等から、審査基準を全面的に見直すべき時期にあるといえる。

加えて、商標審査において業務上の指針となる主な資料としては、審査基準に加えて商標審査便覧（以下「審査便覧」という。）が存在する。今般、審査基準の全面的な見直しを進め、効果的・効率的に指針の整理を行うためには、審査基準と審査便覧の関係を明確にし、整理しておくことも必要である。

なお、本年 6 月 19 日に知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画 2015」において、商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、その記載内容を見直して改訂することとされている。

## 2. 商標審査基準等の見直しの方針

## (1) 内容面の見直し

商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向をふまえ、審査基準の内容について見直しを行う。また、本文中に挙げている例示に関しても審査基準の理解を促進するのに適切なものになるよう見直しを行う。

## (2) 構成面の見直し

商標審査基準が審査官にとって審査実務上の必要十分な指針となることを念頭に置くとともに、出願人・代理人等の利用に資する上での読みやすさ等も考慮して、構成全体の整理や用語の統一等を行う。

なお、審査基準の構成面の見直しに当たっては、特許・実用新案審査基準、意匠審査基準の記載方法も参照する。

## (3) 審査便覧との関係について

審査基準と審査便覧の関係を以下のとおりとし、各々の資料の性格に即して記載内容を整理することにより、商標審査における業務上の指針を全体として充実させるとともに、審査基準の一覧性を高める。

### ① 審査基準の役割

商標審査実務と密接に関わる商標法の適用についての基本的な考え方（解釈・運用等）を条文毎にまとめたものとする。

### ② 審査便覧

商標審査実務を遂行する上で必要な手続的事項や留意事項等を体系的にまとめたものであり、商標審査基準を補足するものとする。

具体的には、次の（ア）～（エ）が含まれる。

（ア）商標審査実務の手続的事項を示したもの

（イ）適用対象となるリストとして示したもの

（ウ）立体商標等の項目毎に関連する審査基準の内容を整理したもの

（エ）審査基準の内容を詳細に（具体的に）説明するもの

## 3. 個別論点の検討スケジュール

### (1) 平成27年度(主に商標の識別性関連 3条)

第11回 ○使用による識別性（3条2項）に関する論点整理

○国、地方公共団体等の著名な標章（オリンピック関連を含む4条1項6号）に関する検討

第12回 ○標語、キャッチフレーズ(3条1項6号)に関する検討

(9月) ○3条1項全体、柱書きに関する検討

第13回 ○使用による識別性（3条2項）に関する検討

(11月) ○普通名称（3条1項1号）、慣用商標（2号）、商品の品質表示等（3号）に関する検討

第14回 ○3条1項4、5、6号(キャッチフレーズを除く)に関する審査  
(1月) 審査基準改訂案の策定

○3条に関する審査基準改定案のまとめ

予備日 ○これまでの検討の整理  
(1月～2月)

パブリックコメント(1～2月予定)

第15回 ○審査基準改訂案の決定  
(3月)

改訂(1回目)(4月1日予定)

## (2)平成28年度(4条関連、その他)

第16回 ○4条1項11号に関する審査基準改定案の策定①(類否判断  
(4月予定) の見直し)

○4条1項8号に関する審査基準改定案の策定

第17回 ○4条1項11号に関する審査基準改定案の策定②(取引実情  
(6月予定) 説明書)

○4条1項7号に関する審査基準改定案の策定

第18回 ○4条1項11号に関する審査基準改定案の策定③(新しいタ  
(7月予定) イプの商標に関する類否判断の見直し)

○4条1項18号に関する審査基準改定案の策定

第19回 ○4条1項10、19号の審査基準改定案の策定(周知性)  
(9月予定)○4条1項15号に関する審査基準改訂案の策定

○4条1項16号の審査基準改定案の策定

第20回 ○4条1項全体、1号、2号、3号及び5号、4号、9号、1  
(10月予定) 2号、14号、17号の審査基準改訂案の策定

○4条3項の審査基準改定案の策定

○4条1項、3項に関する商標審査基準改定案のまとめ

第21回 ○5条の審査基準改定案の策定

(11月予定)○16条の2、17条の審査基準改定案の策定

予備日 ○これまでの検討の整理

(12月)

第22回 ○「商標法制定の趣旨に反する」ことを理由として拒絶する場合  
に関する審査基準改訂案の策定

(1月予定)○その他未検討の審査基準改定案の策定

パブリックコメント(1～2月予定)

第23回 ○審査基準改訂案の決定

(3月予定)

改訂(2回目)(4月1日予定)

